

令和8年度 就学援助制度のご案内

経済的に困りの世帯(去年の世帯所得が基準以下)を対象に、お子様の楽しい学校生活のために必要な学用品費・学校給食費・修学旅行費などを援助します。



令和7年度に就学援助費または新入学準備金(入学前支給)を受給されていた方については、

再度申請していただく必要はございません。

ただし、入学前に新入学準備金を受給されていない新小学校1年生のお子様がいいらっしゃる場合は、新1年生のお子様について申請が必要です。

令和7年度就学援助の審査結果が「否認定」で、令和8年度に受給を希望する方は、改めて申請してください。

申請について

申請期間 令和8年 **6月3日(水)~7月3日(金)**

上記の期間に申請された方は、4月からの認定となります。

7月4日以降も申請を受け付けますが、認定開始時期が申請月以降となり援助額が減額しますので、ご注意ください。

※毎月15日までの申請は当月分から、16日以降は翌月からの認定となります。

必要なもの

● 保護者名義の普通預金通帳 または キャッシュカード (振込先口座)

※郵送・オンラインで申請される場合は、写しの添付は不要です。お間違いのないようにご記入ください。

【児童扶養手当受給を受給されている方】 児童扶養手当証書の写し

※申請書は下記受付窓口にて配布します。奈良市就学援助HPよりのダウンロードも可能です。

【令和8年1月1日時点で、奈良市に住民票がなかった方・単身赴任中の方など】 ※以下の書類の提出は後日でもかまいません。

○ 令和8年度課税証明書

(※いずれも令和8年1月1日時点で奈良市に住民票があった場合は添付不要)

※課税証明書は、令和8年1月1日現在の住民登録地の市町村で発行され、所得・所得控除の内訳(社会保険料、扶養の人数)・課税額(市民税、県民税)が記載されているもの。

※上記の書類の提出は後日でもかまいません。

受付窓口

※各出張所・行政センター・連絡所での申請はできません ※郵送でも申請できます

・オンライン申請 (市ホームページからアクセスできます)

・奈良市教育総務課(市役所本庁 北棟3階) ・お子様の通学する奈良市立小・中学校

郵送による申請は教育総務課までお願いします。 ※郵送の場合は7月3日(金)必着

〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号

就学援助の対象となる方

- ① 同一生計のご家族全員の令和7年中(1月～12月)の所得の合計が下記の表以下の方(めやす)

世帯人数	基準額(令和7年1月～12月の世帯全員の所得の合計)
2人世帯(母子・父子)	211万円程度
3人世帯(父・母・子)	262万円程度
3人世帯(母子・父子)	266万円程度
4人世帯(父・母・子)	303万円程度
5人世帯(父・母・子)	330万円程度
6人世帯(父・母・子)	400万円程度

※給与所得および公的年金等所得の合計が10万円以上ある方の場合、合計所得金額から10万円を差し引いた額を判定所得として用います。

※自営業の方の場合、売り上げから必要経費を除外した額を判定所得として用います。

※世帯の年齢等により認定基準が上下します。基準に該当するか分からない場合にも申請していただくことは可能です。

- ② 児童扶養手当を受給されている方(一部支給を含む)

【ご注意ください】税の申告について

※未申告の方は却下となる場合があります

同一生計のご家族全員の所得の合計により審査します。

家族の中で誰かの扶養に入っていない方は、必ず令和7年中の収入に係る税の申告を行ってください。

※令和7年中に収入がなかった方も収入がない旨を市民税課で申告してください

添付書類が必要な場合など

◇給食費引き落としの猶予を希望される場合(奈良市立小・中学校在籍の方のみ)

◇所得が認定基準を上回るが、離婚・死別・解雇による失業・病気療養などにより前年に比べて収入が激減し、現在お困りで、状況を示す証明書類の提出による審査を希望される場合

この場合は、必ず教育総務課にて申請してください。
出張所、行政センター、市立小・中学校での申請はできません。



《状況を示す証明書類の例》 ※証明書類についてご不明な点がございましたら、教育総務課までお問い合わせください。

離婚・死別	(場合により)収入がある方の直近6ヶ月分の給与明細(写)など
離婚調停・訴訟中	離婚調停・訴訟中であることを証明する裁判所の呼出状(写)など
失業	雇用保険受給資格者証(写)など 収入がある方の直近6ヶ月分の給与明細(写)など

【生活保護(教育扶助)受給中の方】

学校に必要な費用が保護費から支給されているため就学援助の申請の必要はありません。

修学旅行費のみ支給対象であり、修学旅行の実施後、学校から必要書類を配布し口座等確認のうえ支給します。

(学校より連絡しますので、保護者様が直接申請する必要はありません。)

◇生活保護停止中の方・廃止された方で就学援助の支給を希望される場合は、決定後すぐに申請が必要です。

よんでみてね

厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001234766.pdf>

援助の内容

以下の費用について、申請書に記載された銀行口座に次の時期に振り込みます。

援助費目		1学期分 (4～7月分)	2学期分 (8～12月分)	3学期分 (1～3月分)	支給時期 ※支給時期は予定であり、 変更になる場合があります。
学用品費 通学用品費 校外活動費 (全学年)	小学1年生	4,400円	5,500円	3,330円	1学期分:8月末 2学期分:1月末 3学期分:4月下旬
	小学2～6年生	5,160円	6,450円	3,890円	
	中学1年生	8,320円	10,400円	6,320円	
	中学2～3年生	9,080円	11,350円	6,880円	
新入学学用品費 (4月認定の1年生)		小学1年生: 64,300円 中学1年生: 81,000円 ※入学前に新入学準備金を受給された方は対象外です			8月末
学校給食費 (全学年)		実費 ※奈良市立中学校在籍の場合は給食費無償化のため、 保護者の方への支給はありません			4～6月分(引き落とし済分) :9月末 7月分～:引き落としを停止
校外活動費(宿泊あり) (実施する学年)		小学生:3,690円 中学生:6,210円(限度額)			実施後、以下の時期に支給 春実施分:9月末 秋実施分:12月下旬 冬実施分:4月下旬
修学旅行費 (実施する学年)		実費 (ただし、支給額の上限は20万円以下とし、 対象経費に限る)			
新入学準備金		小学6年生:81,000円			3月上旬
医療費		保護者負担分 ※次のページをご参照ください			随時

○上記の支給費目・金額は4月認定の場合のものです。学年途中より認定となる場合は支給費目・金額が変わります。

○学校への支払滞納がある場合、援助費は直接学校へ振り込まれることがあります。

○給食費:完全給食実施の国私立学校在籍の場合は、給食費:(小)一食350円×給食日数 (中)一食450円×給食日数(ミルク給食実施の場合は支給対象外) 食物アレルギー等により学校給食を部分的に受けていない場合は減額して支給します。

○校外活動費(宿泊あり):対象経費について表の額を上限に支給します。(年2回以上ある場合、より高額な1回分を支給)

○修学旅行費:対象経費について、小学校・中学校を通じそれぞれ1回限り支給します。

○新入学準備金:小学校6年生のうち2月1日現在奈良市在住で、3月を認定月に含む方のみ対象です。

○支給額については変更になる場合があります。

給食費 (※認定が確定するまで4～6月分の給食費は引き落とされます)

認定が確定するまでの4～6月分は各月の翌月末に口座より引き落とされますが、認定後に指定口座へ振り込み予定です。認定確定後の7月分より保護者様への給食費の請求はありません。

※未納がある場合は差引いた差額を振り込みます。 ※随時申請の場合、引き落とし停止時期が異なります。

※奈良市立小学校在籍の方のみ、申し出により6月分の徴収を猶予することが可能です。

ご希望の場合は、「令和8年度学校給食費支払猶予申請書」を教育総務課へご提出ください。

令和7年度に就学援助費または新入学準備金(入学前支給)を受給されていた方については、自動的に支払猶予しますので、別途申請は不要です。



◇完全給食実施の国私立学校在籍の場合、一旦給食費を納めてください。(ミルク給食実施の場合は支給対象外) 後日奈良市立学校支給上限額を上限に指定口座へ支給します。(1学期分:9月末 2学期分:1月末 3学期分:4月下旬)

医療費

就学援助認定となった児童・生徒が、令和8年度中(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の認定月以降に治療を受け、次の条件を満たすときは、保護者が負担した医療費を援助します。

《援助の条件》

(1)以下の病気の治療(保険適用分)であること

学校保健安全法施行令第8条に規定された次に掲げる病気の治療(保険適用分)であること。

う歯(虫歯) 中耳炎 白癬(水虫・たむし など)、疥癬及び膿痂疹 寄生虫病(虫卵保有を含む)

慢性副鼻腔炎(ちくのう症)及びアデノイド(アレルギー性副鼻腔炎、急性副鼻腔炎は対象外) トラコーマ及び結膜炎

(2)他の医療費助成で未支給であること

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成などの受給資格をお持ちの場合も支給の対象となりますが、既にそれらの助成で支給済であった場合は支給できません。医療費請求書を提示のうえ、就学援助での支給を希望することをお伝えください。

(3)治療月の翌月末日までに「令和8年度要・準要保護児童生徒医療費請求書」を提出すること

ただし、4月が治療月の場合は7月3日(金)(就学援助当初申請期限)、3月が治療月の場合は令和9年4月2日(金)が提出期限です。翌月末日を過ぎても支給できる場合があります。ご相談ください。

《援助の流れ》

医療費請求書の受取

⇒

受診・請求書記入

⇒

医療費請求書の提出

⇒

医療費の支給

○治療予定の方は市立学校または教育総務課で「令和8年度要・準要保護児童生徒医療費請求書」を受け取ってください。

(HPよりダウンロードも可能) ※請求書は4月より配布しますが、支給は就学援助認定後です。

○請求書は、1枚につき1疾病、1医療機関、1ヶ月分です。

○受診時に医療費支払いのうえ医療費請求書に証明をもらってください。※受診時の医療費は保護者負担となります。

○治療月の翌月末日までに、在籍する市立学校または教育総務課へ請求書を提出してください。

○就学援助認定後、随時就学援助申請書に記入された指定口座に振り込みます。

医療費請求書の最終提出期限は令和9年4月2日(金)です。ご注意ください。

認定結果のお知らせ

奈良市教育センター

キャラクター ニジロー



7月3日までの申請・・・8月末(予定)に郵送にて結果をお知らせします。

7月4日以降の申請・・・8月末以降、申請から1～2ヶ月程度で郵送にて結果をお知らせします。

※税の申告をしていない場合や、書類不足等の不備がある場合は、結果の通知が遅れます。予めご了承ください。

こんなときには必ず届出を

就学援助申請後、世帯の状況に変更があった場合は、必ず教育総務課まで届け出てください。

◇住所を変更したとき

◇振込口座に変更があったとき

◇生活保護の受給を開始したとき

◇児童扶養手当が停止したとき

◇就職や婚姻等により申請内容や世帯構成に変更があったとき

・・・いったん就学援助の支給を停止します。引き続き援助を希望される場合は、新しい収入状況・世帯構成に基づく再申請が必要です。再審査の結果によって、支給済の援助費を返納していただく場合があります。

7月4日以降も申請を受け付けます

年度の途中で状況が変わりお困りの場合など、7月4日以降も申請を受け付けます。ただし、認定開始時期は申請月以降となり援助額が減額となります。(最終申請受付期限:令和9年3月15日(月))

特別支援教育就学奨励費について

就学援助に該当しない場合で、次のいずれかに該当する場合、《特別支援教育就学奨励費》の対象となる場合があります(就学援助の援助内容のおおむね2分の1を助成します)。教育総務課までお問合せください。

○奈良市立小・中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している通級者は交通費のみ支給)

○奈良市立小・中学校の通常学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病がある

(学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校に通うことが望ましいと判断される程度)

お問合せ

就学援助のことでわからないことがありましたら下記までお気軽にご相談ください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局 教育総務課 就学係 (市役所北棟3階)

TEL:0742-34-1111(市役所コールセンター)

